

2011年11月8日

島根大学学長  
山本 廣基 殿

島根大学職員組合  
中央執行委員会委員長 赤坂 正秀



緊急申し入れ：

国家公務員給与臨時特例法案の教職員給与への反映の強制を行わないことを求める

10月28日の閣議で決定された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」（臨時特例法案）を本学教職員の給与に反映させることのないよう、貴職が積極的な行動をとることを要請します。その理由は以下のとおりです。

#### 記

##### 一、国家公務員給与決定の枠組みに反するもの

政府は10月28日の閣議で「公務員の給与に関する取扱いについて」を決定した。同決定は、人事院勧告（人勧）の実施を見送るとともに、6月3日の閣議決定に基づき国会に提出してその後継続審議になっている臨時特例法案の早期成立を目指す、としている。しかし、政府のこの手続きは、国家公務員の労働基本権を制約する代償措置として設置された人事院勧告制度に反するもので、憲法違反の疑いすらあるものである。

##### 一、公務員の労働基本権の回復措置がとられていない

政府が6.3閣議決定の拠り所としたのは、国家公務員における連合系組合との間で交わした、労働基本権回復に向けた合意であった。しかし国家公務員には、連合系及び全労連系組合が存在するにもかかわらず、政府は後者の組合と何も議論していない。しかも10.28閣議決定は結局、連合系組合との合意さえ遵守することなく、労働基本権の回復措置を先送りしたままである。

一、国民生活の更なる悪化をもたらす

10.28閣議決定は、「我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため」に、臨時特例法案の成立が必要であるとしている。だが、臨時特例法案の成立は単に国家公務員の賃金を下げるだけではなく、地方公務員やその他多くの国民の生活に影響する。政府はこの賃金減額により約2,900億円の財源が節約できるとしているが、減額幅がおよそ10%に及ぶ「未曾有の」高率であるため、その影響を受けて国民全体で年間3兆4,700億円もの家計収入減になり、国と地方の税収減が約5,400億円に達するとの試算もある。この賃金減額がわが国経済と国民生活をさらに悪化させ、震災からの復旧・復興を一層困難にするのは明らかである。

一、政府による賃金水準の押しつけで、国家公務員と島大職員との賃金格差は逆に拡大している

国立大学が2004年度に法人化され、その教職員は国家公務員法の枠組みから離れたが、政府は毎年、人勸を実施するための閣議決定で、国立大学法人にも人勸の適用を事実上、強制してきた。そのため、もともと国立大学の職員は国家公務員のなかで非常に低賃金だったにもかかわらず、2009年度、2010年度の2年間、国家公務員と同率の賃金減額が実施され、賃金格差は何ら縮小していない。それどころか島大の場合、国家公務員との賃金格差は2009年度よりも2010年度のほうが広がってしまっている。

一、国立大学教職員の賃金は労使交渉で決めなければならない

島大の教職員がそろって過重労働に喘いでいる現実には、誰よりも貴職がよく知っているはずである。教職員の賃金をこれ以上引き下げるのは、島大として自殺行為ともなりかねない。そのような事態を未然に回避して、教職員が研究・教育に、その支援業務に全精力を投入することができる職場環境を作っていくには、今回の臨時特例法案を教職員の給与に反映させるべきではないと考える。

貴職はそのために最大の努力を傾注すべきであり、また労働基準法の問題にのっとり教職員の賃金を自主的な労使交渉で決めることを、直ちに宣言すべきである。